

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸両自動車運送株式会社

代表取締役 青木千加士

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

大澤 正明



許可の年 月 日 平成 29年 4月 17日

許可の有効期限 平成 36年 4月 16日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特）廃PCB等、
⑤特）PCB汚染物、⑥特）廃水銀等、⑦特）廃石棉等、⑧特）燃え殻、⑨特）汚泥、
⑩特）廃油、⑪特）廃酸、⑫特）廃アルカリ、⑬特）鉍さい、⑭特）ばいじん
（以上14種類）

※⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 19年 4月 17日	新規許可
平成 24年 4月 11日	変更許可
平成 24年 4月 17日	更新許可
平成 25年 6月 25日	変更許可
平成 29年 4月 17日	更新許可
平成 30年 10月 9日	変更許可

4 積替え許可の有無 有・☒ 無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・☒ 無

見本



特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「－」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉍さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
アルキル水銀化合物		○		○	○	○	○	－
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		－		－	－	－	－	－
水銀又はその化合物		○		○	○	○	○	－
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		－		－	－	－	－	－
カドミウム又はその化合物	○	◎		○	○	○	○	－
鉛又はその化合物	○	◎		○	○	○	○	－
有機燐化合物		○		○	○			
六価クロム化合物	○	◎		○	○	○	○	－
砒素又はその化合物	○	◎		○	○	○	○	－
シアン化合物		○		○	○			
PCB		－		－	－			
トリクロエチレン		○	○	○	○			
テトラクロエチレン		○	○	○	○			
ジクロロメタン		○	○	○	○			
四塩化炭素		○	○	○	○			
1,2-ジクロロエタン		○	○	○	○			
1,1-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
1,1,1-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,1,2-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,3-ジクロロプロペン		○	○	○	○			
チウラム		○		○	○			
シマジン		○		○	○			
チオベンカルブ		○		○	○			
ベンゼン		○	○	○	○			
セレン又はその化合物	○	○		○	○	○	○	－
1,4-ジチオ		○	○	○	○		－	
ダイチン類	○	○		○	○		○	－

見本

